

証券コード 4735
平成27年8月4日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382番地1

株式会社京進

代表取締役社長 白 川 寛 治

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年8月19日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成27年8月20日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382番地1
当社本社 4階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第35期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | | 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第8号議案 | | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.kyoshin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策等により企業業績の改善傾向が続き、雇用情勢も明るさが見えるなど緩やかな回復基調で推移したものの、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動や海外経済の先行き不透明感もあり、本格的な景気回復に向けては依然として懸念材料が残る状況となりました。

当業界におきましては、少子化による学齢人口の減少が続く中、教育を取り巻く環境の変化とニーズが多様化し、社会における当業界への期待は高まっております。小規模のみならず、大手の予備校・塾を含め統廃合や買収などが相次ぎました。また、従来の教育サービス業界から保育園・学童保育などの新たな事業領域への参入が増えるのと同時に、異なる業界からの教育事業参入が相次ぎ、サービスの複雑化と業界の再編成が進んでおります。

平成22年から導入された新しい学習指導要領で、自ら取り組み、判断できる教育のあり方が議論されるようになり、平成26年12月には、文部科学省より大学入試センター試験において「教科知識を問う入試から思考・判断・表現力を中心に多様な能力・資質を問う総合的な仕組みへの転換」を行うことが発表されました。高校入試においても、知識や勉強スキルを測るいわゆる「学科試験」以外に、思考と表現力を問う「適性試験」を科す学校が近年増加しております。

学習塾及びフランチャイズ事業を行う第1教育事業において、当社グループが取り組んできた『自ら学ぶ』力を養う指導は、知識の習得のみなら

ず、応用力を問われる場合でも結果が現れます。自ら考え判断する力を養う当社グループ独自のノウハウ「リーチングメソッド」による指導が、滋賀県立高校の合格実績過去最高、京都公立高校実績大幅増、東大・京大の現役合格者数前年比1.5倍など、合格実績の大幅な増加につながりました。

幼児教育、日本語教育、国際人材交流事業を行う第2教育事業においては、日本語教育事業及び国際人材交流事業を中心に、積極的な新規開校を行っております。日本国内外の教室において、日本語を母国語としない方に向けた日本語教育を提供し、優秀な人材が日本語を活かして活躍できるよう支援いたしております。

第3教育事業では、英会話及び保育事業を行っております。小学校での英語教育低学年化の流れを受け、幼児期からの英語教育へのニーズが高まり、英会話事業の生徒数が順調に増加しております。また、安心・安全な保育施設を提供することは当社グループの社会的使命の一つととらえ、保育事業を行っております。英会話や能力開発などの知育を特長とした保育サービスを行うとともに、保育施設の不足が顕著な都市部を中心に、自治体と連携を図り、認可・認証保育園を含めた保育施設の積極的な開園を進めております。

当連結会計年度の売上高は10,825百万円（前年比106.7%）となり、前年に比べ677百万円増加しました。営業利益は209百万円（同75.0%）となり、前年に比べ69百万円減少しました。経常利益は216百万円（同82.4%）となり、前年に比べ46百万円減少しました。

平成27年度税制改正による法人税率引き下げ等に伴い、繰延税金資産の取崩しが発生（当期純利益を押し下げる）しましたが、特別利益で補助金収入（142百万円）を計上したこともあり、当期純利益は90百万円（同122.7%）となり、前年に比べ16百万円増加しました。

また、期中平均生徒数（F C事業における末端生徒数含む。以下、生徒数）は、26,633人（前年比103.8%）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

#### <第1 教育事業>

当連結会計年度のセグメントの業績は、売上高9,483百万円（前年比100.6%）、セグメント利益1,418百万円（同109.4%）となりました。生徒数の増加（前年比101.5%、前年に比べ342人増加）が、増収増益に寄与しました。

当連結会計年度の教室展開については、個別指導教室京進スクール・ワンのフランチャイズ教室を6校開校し、5校閉鎖しました。この結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の個別指導教室数は、239教室（うちフランチャイズ103教室）となりました。これに、小中部（75校）・高校部（11校）・Net学習センター（1拠点）をあわせた、セグメント全体の拠点数は、326となりました。

#### <第2 教育事業>

当連結会計年度のセグメントの売上高は、日本語学校の生徒数が増えた結果、582百万円（前年比147.1%）となりました。セグメント損益は、平成26年3月に設置した国際人材交流事業部の初期費用の発生、国際人材交流事業及び日本語教育事業の今後の展開の布石として設立した『清華・京進発展フォーラム』（中国・清華大学と提携）への支出等もあり、196百万円の損失（前年に比べ11百万円の損失減少）となりました。

当連結会計年度の教室展開については、日本語教育事業部では平成26年6月に佛山京進教育文化有限公司の持分を譲渡し、平成27年1月に京進ランゲージアカデミー・ヤンゴン校（持分法適用関連会社KYOSHIN JETC CO., LTD.）を開設し、同年4月に華聯学院を営業権取得により設置した結果、当連結会計年度末の日本語学校の校数は6校となりました。幼児教育事業部では平成27年2月末に1校を閉鎖しております。

### ＜第3教育事業＞

当連結会計年度のセグメントの業績は、売上高765百万円（前年比232.6%）、セグメント損失151百万円（前年に比べ123百万円の損失増加）となりました。なお、保育園を7園開園したことに伴う補助金収入142百万円をセグメント損益とは別に特別利益として計上しております。

英会話事業部は、当連結会計年度の教室展開としましては、平成27年3月に1校を開校しました。この結果、既存校をあわせて11校となりました。平成24年3月以降の3年余りの期間に8校を開校しており、しばらく新規開校費用の負担による、事業部全体の年間営業損益の赤字状態が続いていましたが、順次開校した校舎が当初の計画どおり生徒数を伸ばした結果、事業部全体の営業損益は、黒字に転換しました。

保育事業部は、平成26年8月にビーフェア株式会社の子会社化により8園をグループ傘下に入れ、さらに平成27年4月に7園を新たに開園し、当連結会計年度末で既存の2園とあわせて17園となりました。新規開園にともなう費用発生と今後の事業拡大を見据えたスタッフ人員の増強などにより、営業赤字となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は374百万円であります。主に、HOPPAの5園の開設に122百万円、日本語学校の土地の取得に106百万円、ビーフェアの2園の開設及び本部の移転に80百万円、京進ユニバーサルキャンパス池田校の開設に15百万円、京進スクール・ワン膳所教室の増床に12百万円を投資しました。

### ③ 他の会社の株式の取得の状況

当社は、平成26年8月18日付で、ビーフェア株式会社の全株式を取得し、同社を子会社といたしました。

### ④ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成27年4月15日付で、株式会社国際文化交流協会より華聯学院京都校に関する事業を譲り受けました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 32 期<br>(平成24年5月期) | 第 33 期<br>(平成25年5月期) | 第 34 期<br>(平成26年5月期) | 第 35 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成27年5月期) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                  | 1,907                | 9,902                | 10,148               | 10,825                            |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(百万円)      | △555                 | 223                  | 263                  | 216                               |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)    | △384                 | 39                   | 73                   | 90                                |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)(円) | △45.83               | 4.70                 | 8.78                 | 10.77                             |
| 総 資 産(百万円)                  | 7,738                | 7,729                | 7,652                | 8,324                             |
| 純 資 産(百万円)                  | 2,202                | 2,291                | 2,379                | 2,706                             |
| 1株当たり純資産額(円)                | 262.51               | 273.16               | 283.59               | 322.57                            |

(注) 平成24年5月24日開催の第31期定時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期末日を2月末日から5月31日に変更いたしました。これに伴い、第32期の期間は、平成24年3月1日から平成24年5月31日までの3ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 第 32 期<br>(平成24年5月期) | 第 33 期<br>(平成25年5月期) | 第 34 期<br>(平成26年5月期) | 第 35 期<br>(当事業年度)<br>(平成27年5月期) |
|-----------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                  | 1,870                | 9,571                | 9,629                | 9,774                           |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(百万円)      | △535                 | 293                  | 383                  | 284                             |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(百万円)    | △360                 | 117                  | 183                  | 88                              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失(△)(円) | △43.01               | 14.06                | 21.87                | 10.58                           |
| 総 資 産(百万円)                  | 7,737                | 7,695                | 7,643                | 8,081                           |
| 純 資 産(百万円)                  | 2,225                | 2,357                | 2,511                | 2,843                           |
| 1株当たり純資産額(円)                | 265.29               | 281.06               | 299.40               | 339.00                          |

(注) 平成24年5月24日開催の第31期定時株主総会において定款の一部変更が決議され、決算期末日を2月末日から5月31日に変更いたしました。これに伴い、第32期の期間は、平成24年3月1日から平成24年5月31日までの3ヶ月間となっております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                | 資 本 金 又 は<br>出 資 金 | 議決権比率      | 主 要 な 事 業 内 容                        |
|----------------------|--------------------|------------|--------------------------------------|
| Kyoshin GmbH         | ユーロ<br>204,520     | %<br>100.0 | ドイツ在住の小中学生を対象とした進学指導                 |
| 株式会社五葉出版             | 百万円<br>10          | %<br>100.0 | 損害保険代理店業務、印刷消耗品代理店                   |
| 広州京進語言技能<br>信息諮詢有限公司 | 万元<br>200          | %<br>100.0 | 広州在住の小中学生を対象とした進学指導                  |
| 株式会社オー・エル・<br>ジェイ    | 百万円<br>30          | %<br>100.0 | 日本国内における外国人留学生を対象とした日本語教育            |
| 株式会社アルファビ<br>ート      | 百万円<br>10          | %<br>100.0 | 当社生徒及び大学生・社会人を対象とした「自立型人間育成プログラム」の提供 |
| 株式会社HOPPA            | 百万円<br>60          | %<br>100.0 | 保育事業における保育園の運営                       |
| Kyoshin USA, Inc.    | 万U S ドル<br>30      | %<br>100.0 | アメリカ在住の小中学生を対象とした進学指導                |
| 株式会社京進ランゲ<br>ージアカデミー | 百万円<br>60          | %<br>100.0 | 日本国内における外国人留学生を対象とした日本語教育            |
| ビーフェア株式会社            | 百万円<br>30          | %<br>100.0 | 保育事業における保育園の運営                       |

- (注) 1. 株式会社HOPPAは、平成27年4月10日付で増資を行い、資本金が増加しております。
2. 株式会社京進ランゲージアカデミーは、平成26年8月11日付で増資を行い、資本金が増加しております。
3. 平成26年8月18日にビーフェア株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 佛山京進教育文化有限公司については、平成26年6月30日付で、当社が保有する佛山京進教育文化有限公司の出資持分の90%を関西広東貿易投資有限公司に譲渡しました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の日本社会においては、学齢人口の減少や社会環境の変化により教育に関する関心が高まると予想されます。また、教育における国際化の流れは一般化しており、グローバル社会で活躍できる人材育成が課題となっています。当社グループにおいては、他社との差別化と長期的な事業拡大を支えるため、以下を課題として取り組みます。

- ①各年齢層向けの学習塾事業においては、脳科学に基づくオリジナル学習法「リーチングメソッド」等、他社との差別化を図る独自提供価値の確立。  
大学入試制度の改革など、国や社会の要請に応える教務指導の変革。  
魅力ある合格実績の達成。
- ②幼児教育事業、英会話事業、保育事業においては、大きく変化の進む保育・教育制度や知育教育に関する顧客ニーズに対応したサービスの改良と新規出店の拡大。
- ③国際人材交流事業及び日本語教育事業においては、海外からの留学生のニーズと国内の人材受入れ団体のニーズのマッチングとそれに合わせた事業の開発。日本語学校の新規出店。
- ④顧客への独自価値の提供と新規事業の積極展開のため、子会社社員、非常勤社員を含めた京進グループの全従業員について人材育成と能力開発の推進。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年5月31日現在）

<第1教育事業>

| 事業部門      | 主要な事業内容                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 中 部     | 小学1年生～中学3年生が対象。中学・高校受験合格及び学力向上を目指した学習指導・進学指導。講習会の実施。テストの実施。                                                                                       |
| 高 校 部     | 高校1年生～高校3年生（現役高校生）が対象。大学現役合格及び学力向上を目指した学習指導・進学指導。講習会の実施。テストの実施。<br>「京進e予備校」による通塾生向け映像授業提供。                                                        |
| 個 別 指 導 部 | ブランド名は「京進スクール・ワン」。小学1年生～高校3年生が対象。受験合格及び学力向上を目指した個別学習指導・進学指導。<br>「京進e-DES（イーデス）」によるインターネットを活用した1：1の双方向遠隔指導。<br>「京進e予備校」による通塾生向け映像授業提供、映像授業専用教室の運営。 |
| F C 事 業 部 | 個別指導教室「京進スクール・ワン」のフランチャイズ教室における教室開設指導や運営指導。                                                                                                       |

<第2教育事業>

| 事業部門               | 主要な事業内容                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼 児 教 育 事 業 部      | ブランド名は「京進ぶれわん」。幼児（2歳～年長児）が対象。小学受験合格及び学力向上を目指した学習指導・進学指導。講習会の実施。テストの実施。<br>「IQを高める知性開発コース」の提供。 |
| 日 本 語 教 育 部        | 日本国内における外国人留学生を対象とした日本語教育。<br>（当社及び、子会社である株式会社オー・エル・ジェイ及び株式会社京進ランゲージアカデミーが運営）                 |
| 国 際 人 材 交 流 事 業 部  | 日本国内で就労を希望する専門知識のある外国人人材を日本企業へ紹介するサービスを提供。<br>ミャンマーにおける日本語教育。（KYOSHIN JETC CO., LTD. が運営）     |
| 株 式 会 社<br>アルファヒート | 当社生徒及び企業・学生を対象として、リーディングメソッド（自立型人間育成プログラム）をベースとした研修サービスを提供。                                   |

<第3教育事業>

| 事業部門        | 主要な事業内容                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 英 会 話 事 業 部 | ブランド名は「京進ユニバーサルキャンパス」。幼児～成人が対象。<br>「本当に話せる英会話教室」を目指した英会話指導。                               |
| 保 育 事 業 部   | 0～5歳児が対象。「知育」を特長としたカリキュラムによる保育園、および自治体からの許可を受けた保育園を運営（当社および子会社である株式会社HOPPA、ビーフェア株式会社が運営）。 |

(6) 主要な事業所（平成27年5月31日現在）

|    |                         |           |            |
|----|-------------------------|-----------|------------|
| 本社 | 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382番地 1 |           |            |
| 教室 | 京都府下72教室                | 滋賀県下56教室  | 大阪府下30教室   |
|    | 兵庫県下22教室                | 奈良県下21教室  | 愛知県下30教室   |
|    | 広島県下 2 教室               | 東京都下16教室  | 神奈川県下 2 教室 |
|    | 三重県下 1 教室               | 岡山県下 1 教室 | 徳島県下 1 教室  |

(注) 上記には、国内子会社が営業する保育園・日本語学校を含みます。

|     |            |            |           |
|-----|------------|------------|-----------|
| F C | 京都府下 9 教室  | 滋賀県下 6 教室  | 大阪府下17教室  |
|     | 兵庫県下 6 教室  | 奈良県下 4 教室  | 愛知県下23教室  |
|     | 和歌山県下 3 教室 | 広島県下 4 教室  | 東京都下 5 教室 |
|     | 神奈川県下 9 教室 | 千葉県下 1 教室  | 岩手県下 1 教室 |
|     | 茨城県下 3 教室  | 埼玉県下 1 教室  | 岐阜県下 1 教室 |
|     | 三重県下 4 教室  | 岡山県下 2 教室  | 徳島県下 1 教室 |
|     | 香川県下 1 教室  | 鹿児島県下 2 教室 |           |

(注) F C : フランチャイズ契約をしている事業所です。

|       |                   |         |
|-------|-------------------|---------|
| 国内子会社 | (株) 五葉出版          | 京都府京都市  |
|       | (株) H O P P A     | 京都府京都市  |
|       | (株) オー・エル・ジェイ     | 東京都新宿区  |
|       | (株) アルファビート       | 東京都新宿区  |
|       | (株) 京進ランゲージアカデミー  | 東京都新宿区  |
|       | ビーフェア株式会社 (株)     | 東京都西東京市 |
| 海外子会社 | Kyoshin GmbH      | ドイツ     |
|       | 広州京進語言技能信息諮詢有限公司  | 中 国     |
|       | Kyoshin USA, Inc. | アメリカ    |

(7) 使用人の状況（平成27年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門            | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減  |
|-----------------|-------------|--------------|
| 第1教育事業          |             |              |
| 小 中 部           | 235 (509) 名 | 7名減 (13名減)   |
| 高 校 部           | 50 (221)    | 2名減 (12名増)   |
| 個 別 指 導 部       | 201 (2,316) | 7名増 (81名減)   |
| F C 事 業 部       | 19 (3)      | 4名減 (1名増)    |
| 教 務 部           | 25 (22)     | 4名減 (17名減)   |
| 第2教育事業          |             |              |
| 幼 児 教 育 事 業 部   | 3 (14)      | 1名減 (2名増)    |
| 日 本 語 教 育 事 業 部 | 45 (60)     | 1名増 (12名増)   |
| 国際人材交流事業部       | 5 (1)       | 2名増 (1名増)    |
| 第3教育事業          |             |              |
| 英 会 話 事 業 部     | 39 (44)     | 6名増 (10名増)   |
| 保 育 事 業 部       | 115 (90)    | 108名増 (79名増) |
| 全社（共通）          | 44 (67)     | 4名増 (24名増)   |
| 合 計             | 781 (3,347) | 110名増 (30名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、連結会計年度中の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 平成27年3月1日付の組織変更に伴い、当連結会計年度末より、事業部門のセグメント区分を変更しております。なお、前連結会計年度末比は、前連結会計年度末の人数を組織変更後の報告セグメントの区分に基づき集計し、比較しております。
3. 全社（共通）に記載の使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数          | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|------------|-------|--------|
| 628名 (3,187名) | 7名増 (61名減) | 35.7歳 | 9.3年   |

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年5月31日現在）

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 777百万円 |
| 株式会社京都銀行      | 392百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 327百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,640,000株  
 (2) 発行済株式の総数 8,396,000株  
 (3) 株主数 1,484名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名             | 所有株式数   | 持株比率   |
|-----------------|---------|--------|
| 株式会社TCKホールディングス | 2,474千株 | 29.49% |
| 京進社員持株会         | 617     | 7.35   |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 342     | 4.07   |
| 京進取引先持株会        | 267     | 3.19   |
| 立木泰子            | 254     | 3.03   |
| 立木康之            | 254     | 3.03   |
| 立木貞昭            | 251     | 2.99   |
| 白川寛治            | 250     | 2.98   |
| 株式会社京都銀行        | 208     | 2.47   |
| 株式会社池田泉州銀行      | 208     | 2.47   |

（注）持株比率は自己株式（6,685株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年 5月31日現在）

| 地 位                         | 氏 名                           | 担 当 ・ 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>代表取締役社長<br>専務取締役 | 立 木 貞 昭<br>白 川 寛 治<br>土 坂 義 高 | ビーフェア株式会社代表取締役<br>第1 運 営 本 部 長<br>京 進 語 言 技 能 信 息 諮 詢<br>有 限 公 司 董 事 長<br>Kyoshin GmbH 取締役社長<br>Kyoshin USA, Inc. 取締役社長<br>企 画 本 部 長 兼 長<br>開 発 部 長 兼 長<br>総 務 本 部 長 兼 総 務 部 長 兼 長<br>情 報 シ ス テ ム 部 長 兼 長<br>株 式 会 社 五 葉 出 版 長<br>代 表 取 締 役 社 長<br>第2 運 営 本 部 長 兼 長<br>幼 児 教 育 事 業 部 部 長 兼 長<br>京 進 こ れ か ら 研 究 所 所 長<br>株 式 会 社 オ ー ・ エ ル ・ ジ ェ<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株 式 会 社 ア ル フ ァ ビ ー<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株 式 会 社 京 進 ラ ン ゲ ー<br>ア カ デ ミ ー 代 表 取 締 役 社 長<br>第3 運 営 本 部 長 兼 長<br>英 会 話 事 業 部 部 長<br>株 式 会 社 HOPPA 代 表 取 締 役 |
| 取 締 役                       | 高 橋 良 和                       | 企 画 本 部 長 兼 長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役                       | 樽 井 み どり                      | 総 務 本 部 長 兼 総 務 部 長 兼 長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役                       | 福 澤 一 彦                       | 情 報 シ ス テ ム 部 長 兼 長<br>株 式 会 社 五 葉 出 版 長<br>代 表 取 締 役 社 長<br>第2 運 営 本 部 長 兼 長<br>幼 児 教 育 事 業 部 部 長 兼 長<br>京 進 こ れ か ら 研 究 所 所 長<br>株 式 会 社 オ ー ・ エ ル ・ ジ ェ<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株 式 会 社 ア ル フ ァ ビ ー<br>代 表 取 締 役 社 長<br>株 式 会 社 京 進 ラ ン ゲ ー<br>ア カ デ ミ ー 代 表 取 締 役 社 長<br>第3 運 営 本 部 長 兼 長<br>英 会 話 事 業 部 部 長<br>株 式 会 社 HOPPA 代 表 取 締 役                                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役                       | 立 木 康 之                       | 第3 運 営 本 部 長 兼 長<br>英 会 話 事 業 部 部 長<br>株 式 会 社 HOPPA 代 表 取 締 役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 常 勤 監 査 役<br>監 査 役          | 福 盛 貞 蔵<br>尾 川 宣 之 晴<br>市 原 洋 | 尾 川 宣 之 税 理 士 事 務 所 所 長<br>市 原 会 計 エ ス エ ム エ ス 株 式 会 社<br>代 表 取 締 役<br>株 式 会 社 京 都 M&A プ ラ ン ニ ン グ<br>代 表 取 締 役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

- (注) 1. 監査役尾川宣之氏及び市原洋晴氏は、社外監査役であります。
2. 監査役尾川宣之氏及び市原洋晴氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における取締役の地位、担当ならびに重要な兼職の異動は次のとおりであります。
- ・代表取締役会長立木貞昭氏は、平成26年8月18日付で、ビーフェア株式会社代表取締役に就任いたしました。
  - ・専務取締役土坂義高氏は、平成27年3月1日付で第1運営本部長兼高校部長から第1運営本部長に就任いたしました。
  - ・取締役高橋良和氏は、平成27年3月1日付で企画本部長兼経営企画部長から、企画本部長兼開発部長に就任いたしました。
  - ・取締役福澤一彦氏は、平成26年12月5日付で第2運営本部長兼幼児教育事業部部長兼京進これから研究所所長に就任いたしました。また、平成27年3月1日付で株式会社HOPPA代表取締役を退任いたしました。
  - ・取締役立木康之氏は、平成27年3月1日付で第3運営本部長兼英会話事業部部長に就任いたしました。また、同日付で株式会社HOPPA代表取締役に就任いたしました。
4. 当社は、尾川宣之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額        |
|--------------------|-------------|------------------|
| 取 締 役              | 7名          | 145百万円           |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名)  | 13百万円<br>(4百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(2名) | 159百万円<br>(4百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成11年5月27日開催の第18期定時株主総会において年額2億5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月28日開催の第17期定時株主総会において年額2千万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役7名に対し11百万円、監査役3名（うち社外監査役2名）に対し0百万円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役尾川宣之氏は、尾川宣之税理士事務所所長であります。当社は、尾川宣之税理士事務所との間には、特別な関係はありません。
  - ・ 監査役市原洋晴氏は、市原会計エスエムエス株式会社代表取締役及び株式会社京都M&Aプランニング代表取締役であります。当社は、市原会計エスエムエス株式会社及び株式会社京都M&Aプランニングとの間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 活 動 状 況                                                                                                                                                                     |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 尾 川 宣 之 | 当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席しました。取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、取締役の職務の執行についての意見を述べるほか、財務・会計に関する監査を担い、必要な情報共有を図っております。 |
| 監査役 市 原 洋 晴 | 当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席しました。取締役会においては、主に税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、取締役の職務の執行についての意見を述べるほか、財務・会計に関する監査を担い、必要な情報共有を図っております。 |

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもありまして、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年8月20日開催予定の第35期定時株主総会に、社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 京都監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 23百万円     |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25百万円     |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンスの対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を定めております。その内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
各役員は、服務規律や勤務のありかたを明記した「役員規程」「取締役会規程」「職務権限規程」等に則り、業務を遂行し日々の活動を行う。また、取締役で構成される「内部統制会議」を開催し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化についての体制整備を行う。

また、役員及び従業員等からの組織的または個人的な法令違反行為・財務報告の信頼性に重大な影響を与える行為、企業倫理違反行為等に関する通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、違法行為等の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として、「内部通報制度運用規程」を設ける。当規程に則り、法令上疑義のある行為等について、役員及び社員等が、直接情報提供を行う手段として電話回線及びインターネットによるホットライン（内部・外部）を設置・運営する。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

インサイダー取引の防止のため、「内部者取引管理規程」に則り運用を行う。

財務報告の信頼性確保に関しては、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するため、会社で定めた「J-SOX委員会規程」に則り、「J-SOX委員会」を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
社内で定められた「文書取扱規程」「機密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）の保存及び管理を行う。取締役の職務執行に係る情報として、「取締役会議事録」「株主総会議事録」「内部統制会議議事録」について文書等に記録し、保存する。リスク管理委員会のもとで統括しているリスク管理小委員会の活動については、内部統制会議にて報告・審議する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理全体を統括する組織として、代表取締役社長（以下「社長」という）を統括責任者とし、取締役で構成される「リスク管理委員会」を設置する。また、会社で定めた「リスク管理委員会規程」に則り、その下部組織として、各部から選任されたメンバーで構成される「リスク管理小委員会」を設置する。

平成27年度の小委員会は、安全対策委員会、J-SOX委員会、CS委員会、IT委員会、コンプライアンス委員会、ハラスメント防止委員会、衛生委員会、CSR委員会、事業継続計画委員会、子会社リスク委員会の計10委員会である。

また、危機発生時には会社が定めた「危機管理規程」に則り適切迅速に対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。最重要事項については取締役会の決議、重要事項については「稟議規程」に則り決定し、その業務執行については、取締役会で決定した担当取締役が、その権限と責任の下で遂行する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。また、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」により、当社の機構及び職位ならびに指揮命令の系列を定め、業務の適切な運営と効率化を図る。

当社の目的、企業理念、経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内にIR担当取締役を置き、適宜情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「就業規則」を遵守し日々の業務を遂行する。企業倫理をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程として「京進倫理行動指針」を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また「京進倫理行動指針」に加え、組織価値観に基づく行動指針や法令遵守について行動レベルまでブレイクダウンして記載した「京進ハンドブック」を全従業員が携帯し、日々意識して取り組む。これらに基づいたコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、社内規程類を整備し、運用する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務執行部門とは独立した社長直轄の監査課により、監査を実施する。

⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に関しては「関係会社管理規程」に従い、担当取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

なお、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社における業務の適正を確保する。

業務における適法・適正な手続き・手順については、子会社に関する規程類を整備し、運用する。

親会社の各事業部においては、グループウェア等を用いて情報共有と、報告体制をとるとともに、コンプライアンス研修など、必要な研修も実施する。

適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、親会社の監査課が定期的に子会社に赴いて監査を実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査課員に監査業務の必要な事項を命令することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査課員は、その命令に関して、取締役等から指揮命令を受けないものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「内部統制会議」などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

- ⑩ 前号の報告をしたものが当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、「内部通報制度」に則り、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない対応をする。

- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに処理をする。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題等についての意見を交換する。また、監査役は、当社の会計監査人である京都監査法人と連携をとり、会計監査報告を受けるとともに、情報の交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社において定める、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の、平成27年5月1日から平成27年5月31日までの期間の運用状況は以下のとおりであります。

### ① 法令遵守等

取締役及び執行役員で構成される、内部統制会議（毎月1回開催）において、コンプライアンスの徹底及びリスク管理等を含めた内部統制システムの強化について、審議を行っています。

従業員に対しては総務本部長からコンプライアンス通信を送信（毎月10日）し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための啓発・教育を行っています。

社員の自己成長、現状把握と課題の明確化、組織価値観の浸透を目的に年1度実施している、京進の組織価値観を明文化した「京進ハンドブック」に基づいた行動セルフチェックを、従業員が行いました。結果から見出された課題については、経営品質向上活動（会議等）を中心に全社的な枠組みで採り上げて議論を行い、改善施策の検討を行っています。

財務報告の信頼性確保のために、各部門が行った自己点検実施以降、財務報告に係る内部統制の実施状況及び業務プロセスの変更がないか、J-SOX委員会事務局が「財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況 期末時点における変更有無確認書」を各部門より回収し、点検しました。

社内で適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、業務執行部門とは独立した社長直轄の監査課が、毎月の監査計画に基づき事業所を訪問し、内部監査を行っています。その結果は、毎月とりまとめたものを監査課から社長、監査役、部門長に報告しています。

### ② 情報の保存及び管理

取締役会及び重要な会議・委員会ごとに事務局を定め、各種議事録の作成を行うとともに、その他情報の保存管理の徹底を図っています。記録文書は、取締役、監査役の求めがあれば随時、閲覧提供しています。

### ③ 損失の危険の管理

平成27年度の10あるリスク管理小委員会のうち、当期間は、コンプライアンス委員会、子会社リスク委員会が開催され、今年度の方向性、現在認識されているリスク及び重大なリスクに発展する可能性がある事象の共有と、未然防止策等の課題を検討しました。

### ④ 取締役の効率的職務執行

定時取締役会（毎月1回開催）においては、会社の経営に関わる重要事項及び重要規程の改定について付議され、決議しています。

会社の重要事項は「稟議規程」に則り決定し、その内容は、翌月の取締役会において、取締役及び監査役に報告されています。

⑤ グループ全体の業務の適正

子会社の経営上の重要事項の決定は、「関係会社管理規程」に従い、任命された担当取締役を介して取締役会、稟議申請等の手続きを経ることによって、当社が事前承認を行い、子会社の業務の適正を確保しています。

子会社において適法・適正な業務運営が行われていることを確認するために、当社の監査課が定期的に子会社を訪問して監査を実施しています。

リスク管理小委員会のひとつである子会社リスク委員会を開催し、子会社の現状把握・課題の抽出を行い、課題（テーマ）ごとに分科会を設け、課題解決の具体案を作成すべく取り組みを進めています。

⑥ 監査役監査が実効的に行われるための体制

毎月1回開催される定時取締役会には監査役全員が、内部統制会議等の重要会議には常勤監査役が出席して、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認しています。また、当期間に開催されたコンプライアンス委員会、子会社リスク委員会にも常勤監査役が出席して当社において発生しうるリスク・課題についての認識共有を行い、監査役の視点から問題提起を行いました。

常勤監査役は、当社会計監査人である京都監査法人より四半期ごとに、レビューの報告を受けております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------|-----------|-----------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )     |           |
| 流 動 資 産     | 1,713,464 | 流 動 負 債         | 2,856,526 |
| 現金及び預金      | 1,089,077 | 買 掛 金           | 18,981    |
| 売 掛 金       | 175,643   | 短 期 借 入 金       | 800,000   |
| 商 品         | 53,127    | 1年内返済予定の長期借入金   | 665,864   |
| 貯 蔵 品       | 12,011    | 未 払 金           | 394,322   |
| 繰延税金資産      | 110,086   | 未 払 法 人 税 等     | 104,837   |
| そ の 他       | 297,312   | 賞 与 引 当 金       | 28,573    |
| 貸倒引当金       | △23,794   | 役員退職慰労引当金       | 26,023    |
| 固 定 資 産     | 6,610,650 | 資 産 除 去 債 務     | 12,961    |
| 有形固定資産      | 4,031,602 | そ の 他           | 804,962   |
| 建物及び構築物     | 2,137,241 | 固 定 負 債         | 2,761,460 |
| 土 地         | 1,797,735 | 長 期 借 入 金       | 1,172,208 |
| そ の 他       | 96,625    | 退職給付に係る負債       | 1,196,426 |
| 無形固定資産      | 651,259   | 役員退職慰労引当金       | 256,780   |
| の れ ん       | 591,034   | 資 産 除 去 債 務     | 97,116    |
| そ の 他       | 60,224    | 繰 延 税 金 負 債     | 3,294     |
| 投資その他の資産    | 1,927,788 | そ の 他           | 35,634    |
| 投資有価証券      | 135,093   | 負 債 合 計         | 5,617,987 |
| 繰延税金資産      | 675,792   | ( 純 資 産 の 部 )   |           |
| 敷金及び保証金     | 991,938   | 株 主 資 本         | 2,617,378 |
| そ の 他       | 126,251   | 資 本 金           | 327,893   |
| 貸倒引当金       | △1,287    | 資 本 剰 余 金       | 263,954   |
| 資 産 合 計     | 8,324,115 | 利 益 剰 余 金       | 2,026,964 |
|             |           | 自 己 株 式         | △1,432    |
|             |           | その他の包括利益累計額     | 88,748    |
|             |           | その他有価証券評価差額金    | 41,324    |
|             |           | 為替換算調整勘定        | 63,257    |
|             |           | 退職給付に係る調整累計額    | △15,832   |
|             |           | 純 資 産 合 計       | 2,706,127 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 8,324,115 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連 結 損 益 計 算 書

（平成26年 6 月 1 日から）  
（平成27年 5 月 31 日まで）

（単位：千円）

| 科 目                         | 金 額     | 金 額        |
|-----------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                       |         | 10,825,834 |
| 売 上 原 価                     |         | 7,991,139  |
| 売 上 総 利 益                   |         | 2,834,694  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |         | 2,624,927  |
| 営 業 利 益                     |         | 209,767    |
| 営 業 外 収 益                   |         |            |
| 受 取 利 息                     | 820     |            |
| 受 取 配 当 金                   | 2,297   |            |
| 為 替 差 益                     | 72      |            |
| 補 助 金 収 入                   | 22,529  |            |
| そ の 他                       | 11,477  | 37,197     |
| 営 業 外 費 用                   |         |            |
| 支 払 利 息                     | 23,214  |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 2,054   |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失         | 1,436   |            |
| そ の 他                       | 3,284   | 29,989     |
| 経 常 利 益                     |         | 216,975    |
| 特 別 利 益                     |         |            |
| 補 助 金 収 入                   | 142,062 | 142,062    |
| 特 別 損 失                     |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損               | 5,714   |            |
| 減 損 損 失                     | 10,072  |            |
| 子 会 社 持 分 売 却 損             | 2,298   | 18,086     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |         | 340,951    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 138,641 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 111,976 | 250,617    |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |         | 90,334     |
| 当 期 純 利 益                   |         | 90,334     |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで)

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本 |         |           |         |           |
|----------------------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                                        | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 平成26年6月1日 残高                           | 327,893 | 263,954 | 1,710,287 | △1,432  | 2,300,702 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額                   | —       | —       | 282,012   | —       | 282,012   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首 残高                 | 327,893 | 263,954 | 1,992,300 | △1,432  | 2,582,715 |
| 連結会計年度中の変動額                            |         |         |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            | —       | —       | △55,369   | —       | △55,369   |
| 当 期 純 利 益                              | —       | —       | 90,334    | —       | 90,334    |
| 連結除外に伴う利益剰余金<br>( 減 少 高 )              | —       | —       | △300      | —       | △300      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年<br>度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) | —       | —       | —         | —       | —         |
| 連結会計年度中の変動額合計                          | —       | —       | 34,663    | —       | 34,663    |
| 平成27年5月31日 残高                          | 327,893 | 263,954 | 2,026,964 | △1,432  | 2,617,378 |

|                                        | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                  |                   | 純資産合計     |
|----------------------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|-----------|
|                                        | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 平成26年6月1日 残高                           | 24,538                | 46,583       | 7,301            | 78,423            | 2,379,125 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額                   | —                     | —            | —                | —                 | 282,012   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首 残高                 | 24,538                | 46,583       | 7,301            | 78,423            | 2,661,138 |
| 連結会計年度中の変動額                            |                       |              |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            | —                     | —            | —                | —                 | △55,369   |
| 当 期 純 利 益                              | —                     | —            | —                | —                 | 90,334    |
| 連結除外に伴う利益剰余金<br>( 減 少 高 )              | —                     | —            | —                | —                 | △300      |
| 株主資本以外の項目の連結会計年<br>度 中 の 変 動 額 ( 純 額 ) | 16,785                | 16,673       | △23,134          | 10,325            | 10,325    |
| 連結会計年度中の変動額合計                          | 16,785                | 16,673       | △23,134          | 10,325            | 44,989    |
| 平成27年5月31日 残高                          | 41,324                | 63,257       | △15,832          | 88,748            | 2,706,127 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9 社
- ・主要な連結子会社の名称
  - Kyoshin GmbH
  - 株式会社五葉出版
  - 広州京進語言技能信息諮詢有限公司
  - 株式会社オー・エル・ジェイ
  - 株式会社アルファビート
  - 株式会社HOPPA
  - Kyoshin USA, Inc.
  - 株式会社京進ランゲージアカデミー
  - ビーフェア株式会社
- ・連結の範囲の変更
 

当連結会計年度より、ビーフェア株式会社は全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。また、佛山京進教育文化有限公司は持分の90%を売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 1 社
- ・主要な持分法適用関連会社の名称
  - KYOSHIN JETC CO., LTD.
- ・持分法の適用の範囲の変更
 

当連結会計年度より、新たに設立したKYOSHIN JETC CO., LTD. を持分法適用の範囲に含めております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kyoshin GmbH、広州京進語言技能信息諮詢有限公司及びKyoshin USA, Inc. の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成にあたっては、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ・其他有価証券

##### 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
  - ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。  
建物及び構築物 10年～50年
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  - ・その他の無形固定資産 定額法によっております。
- ハ. 長期前払費用 定額法によっております。
- ニ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社は従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。  
当連結会計年度は、計上しておりません。
- ニ. 役員退職慰労引当金 当社は役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

|                            |                                                                                                                                  |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は各子会社の決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。 |
| ⑤ 重要なヘッジ会計の方法              | 金利スワップ又は金利キャップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。                                                                                  |
| イ. ヘッジ会計の方法                | ヘッジ手段…金利スワップ・金利キャップ                                                                                                              |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象             | ヘッジ対象…借入金                                                                                                                        |
| ハ. ヘッジ方針                   | 将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を導入しており、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。                                                            |
| ニ. ヘッジ有効性評価の方法             | ヘッジ手段の固定元本等とヘッジ対象の固定元本等が一致しており、金利スワップ又は金利キャップの特例処理の要件に該当すると判定されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。                                       |
| ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法           | 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。                                                                |
| イ. 退職給付見込額の期間帰属方法          | 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。                                                            |
| ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法         | ５～15年間の定額法により償却を行っております。                                                                                                         |
| ⑦ のれんの償却方法及び償却期間           | 税抜方式によっております。ただし、免税事業者であるビーフェア株式会社は税込方式によっております。                                                                                 |
| ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項    |                                                                                                                                  |
| 消費税等の会計処理                  |                                                                                                                                  |

(5) 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の繰延税金資産が155,216千円、退職給付に係る負債が437,229千円それぞれ減少し、利益剰余金が282,012千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

(6) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年6月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年6月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は74,034千円減少し、法人税等調整額が75,128千円、その他有価証券評価差額金が1,864千円それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が770千円減少しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 521,455千円   |
| 土地 | 1,002,513千円 |
| 計  | 1,523,969千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 341,650千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 268,476千円   |
| 長期借入金         | 576,170千円   |
| 計             | 1,186,296千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,690,093千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普 通 株 式   | 8,396,000株    | 一株           | 一株           | 8,396,000株   |

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

|           |                  |
|-----------|------------------|
| ・決議       | 平成26年8月21日定時株主総会 |
| ・株式の種類    | 普通株式             |
| ・配当金の総額   | 55,369千円         |
| ・1株当たり配当額 | 6円60銭            |
| ・基準日      | 平成26年5月31日       |
| ・効力発生日    | 平成26年8月22日       |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

|           |                  |
|-----------|------------------|
| ・決議       | 平成27年8月20日定時株主総会 |
| ・株式の種類    | 普通株式             |
| ・配当の原資    | 利益剰余金            |
| ・配当金の総額   | 48,658千円         |
| ・1株当たり配当額 | 5円80銭            |
| ・基準日      | 平成27年5月31日       |
| ・効力発生日    | 平成27年8月21日       |

### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心として運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブを利用する場合は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、金融機関の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主として校、教室の賃貸借契約に伴うものであります。賃貸借契約の締結にあたっては、相手先の財政状況等を勘案すると共に、賃貸人ごとに残高管理を行い、適宜信用状況の把握に努めております。

営業債務である未払金は、短期間で決済されるものです。

借入金は、営業取引及び設備投資に係る資金調達であり、市場リスク及び流動性リスクに晒されておりますが、市場リスクに対しては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ又は金利キャップ）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引については、リスクが極めて限定的な金利スワップ又は金利キャップのみを実施しております。例外的にデリバティブ取引を実施する場合は経理部が取りまとめたうえで稟議申請により実施する体制になっております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、流動性リスクに対しては、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

###### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

（単位：千円）

|             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額   |
|-------------|----------------|-----------|-------|
| (1) 現金及び預金  | 1,089,077      | 1,089,077 | —     |
| (2) 投資有価証券  | 130,521        | 130,521   | —     |
| (3) 敷金及び保証金 | 132,402        | 132,408   | 5     |
| 資産計         | 1,352,001      | 1,352,007 | 5     |
| (1) 短期借入金   | 800,000        | 800,000   | —     |
| (2) 未払金     | 394,322        | 394,322   | —     |
| (3) 長期借入金   | 1,838,072      | 1,840,996 | 2,924 |
| 負債計         | 3,032,394      | 3,035,318 | 2,924 |
| デリバティブ取引    | —              | —         | —     |

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。また、（注）2．に記載の関係会社出資金については、時価を把握することが極めて困難であるため、記載金額から除いております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、返還時期の見積もりを行い、返還までの期間に対応した国債の利回り等適切な割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しております。また、（注）2．に記載の敷金及び保証金については、時価を算定することが極めて困難であるため、時価を合理的に見積もることが可能な敷金及び保証金のみ連結貸借対照表計上額及び時価を記載しております。

## 負債

### (1) 短期借入金、(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップ又は金利キャップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップ又は金利キャップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、当該項目に含めて記載しております。

### デリバティブ取引

金利スワップ又は金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

### (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---------|----------------|
| 関係会社出資金 | 4,571          |
| 敷金及び保証金 | 859,535        |

関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(2) 投資有価証券には含めておりません。

敷金及び保証金のうち、返還予定を合理的に見積もることが困難であり、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるものについては、(3) 敷金及び保証金には含めておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 322円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円77銭  |

## 6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(平成27年 5 月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-----------------|-----------|-------------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 )     |           | ( 負 債 の 部 )             |           |
| 流 動 資 産         | 1,216,256 | 流 動 負 債                 | 2,546,130 |
| 現 金 及 び 預 金     | 646,825   | 買 掛 金                   | 15,847    |
| 売 掛 金           | 149,015   | 短 期 借 入 金               | 800,000   |
| 商 品             | 47,581    | 1年内返済予定の長期借入金           | 652,864   |
| 貯 蔵 品           | 11,588    | 未 払 金                   | 346,072   |
| 前 払 費 用         | 210,532   | 未 払 費 用                 | 226,773   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 98,728    | 未 払 法 人 税 等             | 103,058   |
| 短 期 貸 付 金       | 909       | 未 払 消 費 税 等             | 214,077   |
| 1年内回収予定の関係会社    | 45,939    | 前 受 金                   | 80,259    |
| 長 期 貸 付 金       |           | 賞 与 引 当 金               | 25,013    |
| そ の 他           | 32,796    | 役員退職慰労引当金               | 26,023    |
| 貸 倒 引 当 金       | △27,659   | 資 産 除 去 債 務             | 12,961    |
| 固 定 資 産         | 6,865,594 | そ の 他                   | 43,178    |
| 有 形 固 定 資 産     | 3,628,248 | 固 定 負 債                 | 2,691,778 |
| 建 物             | 1,768,887 | 長 期 借 入 金               | 1,131,208 |
| 構 築 物           | 38,927    | 退 職 給 付 引 当 金           | 1,173,074 |
| 車 両 運 搬 具       | 8,961     | 役員退職慰労引当金               | 256,780   |
| 工具、器具及び備品       | 53,066    | 資 産 除 去 債 務             | 97,116    |
| 土 地             | 1,758,406 | そ の 他                   | 33,598    |
| 無 形 固 定 資 産     | 71,733    | 負 債 合 計                 | 5,237,908 |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 26,249    | ( 純 資 産 の 部 )           |           |
| そ の 他           | 45,483    | 株 主 資 本                 | 2,802,617 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,165,612 | 資 本 金                   | 327,893   |
| 投 資 有 価 証 券     | 130,521   | 資 本 剰 余 金               | 263,954   |
| 関 係 会 社 株 式     | 936,277   | 資 本 準 備 金               | 263,954   |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 102,056   | 利 益 剰 余 金               | 2,212,203 |
| 長 期 貸 付 金       | 26,351    | 利 益 準 備 金               | 41,000    |
| 関係会社長期貸付金       | 367,929   | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 2,171,203 |
| 長 期 前 払 費 用     | 54,534    | 任 意 積 立 金               | 1,310,000 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 628,685   | 圧 縮 積 立 金               | 35,297    |
| 敷 金 及 び 保 証 金   | 900,021   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 825,905   |
| そ の 他           | 33,508    | 自 己 株 式                 | △1,432    |
| 貸 倒 引 当 金       | △14,273   | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 41,324    |
| 資 産 合 計         | 8,081,851 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 41,324    |
|                 |           | 純 資 産 合 計               | 2,843,942 |
|                 |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 8,081,851 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損 益 計 算 書

（平成26年 6 月 1 日から  
平成27年 5 月 31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 9,774,352 |
| 売 上 原 価               | 7,002,784 |
| 売 上 総 利 益             | 2,771,568 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 2,488,095 |
| 営 業 利 益               | 283,472   |
| 営 業 外 収 益             |           |
| 受 取 利 息               | 7,686     |
| 受 取 配 当 金             | 14,297    |
| 業 務 受 託 手 数 料         | 11,002    |
| 為 替 差 益               | 854       |
| そ の 他                 | 9,178     |
| 営 業 外 費 用             |           |
| 支 払 利 息               | 22,309    |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 18,881    |
| そ の 他                 | 1,023     |
| 経 常 利 益               | 284,277   |
| 特 別 利 益               |           |
| 子 会 社 持 分 売 却 益       | 408       |
| 補 助 金 収 入             | 54,999    |
| 特 別 損 失               |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,171     |
| 減 損 損 失               | 10,461    |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 10,000    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 318,052   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 133,938   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 229,321   |
| 当 期 純 利 益             | 88,731    |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成26年6月1日から  
平成27年5月31日まで）

（単位：千円）

|                                  | 株 主 資 本 |           |              |           |              |              |                  |           |              |
|----------------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|--------------|--------------|------------------|-----------|--------------|
|                                  | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |              |              |                  |           |              |
|                                  |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金     |              |                  |           | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                  |         |           |              |           | 任 意<br>積 立 金 | 圧 縮<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |           |              |
| 平成26年6月1日 残高                     | 327,893 | 263,954   | 263,954      | 41,000    | 1,310,000    | —            | 545,828          | 1,896,828 |              |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額             | —       | —         | —            | —         | —            | —            | 282,012          | 282,012   |              |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高            | 327,893 | 263,954   | 263,954      | 41,000    | 1,310,000    | —            | 827,841          | 2,178,841 |              |
| 事業年度中の変動額                        |         |           |              |           |              |              |                  |           |              |
| 剰 余 金 の 配 当                      | —       | —         | —            | —         | —            | —            | △55,369          | △55,369   |              |
| 当 期 純 利 益                        | —       | —         | —            | —         | —            | —            | 88,731           | 88,731    |              |
| 圧縮積立金の積立                         | —       | —         | —            | —         | —            | 36,482       | △36,482          | —         |              |
| 圧縮積立金の取崩                         | —       | —         | —            | —         | —            | △1,185       | 1,185            | —         |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純 額) | —       | —         | —            | —         | —            | —            | —                | —         |              |
| 事業年度中の変動額合計                      | —       | —         | —            | —         | —            | 35,297       | △1,935           | 33,361    |              |
| 平成27年5月31日 残高                    | 327,893 | 263,954   | 263,954      | 41,000    | 1,310,000    | 35,297       | 825,905          | 2,212,203 |              |

|                                  | 株 主 資 本 |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等      |                        | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------|---------|----------------|----------------------|------------------------|-----------|
|                                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成26年6月1日 残高                     | △1,432  | 2,487,243      | 24,538               | 24,538                 | 2,511,781 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額             | —       | 282,012        | —                    | —                      | 282,012   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高            | △1,432  | 2,769,256      | 24,538               | 24,538                 | 2,793,794 |
| 事業年度中の変動額                        |         |                |                      |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                      | —       | △55,369        | —                    | —                      | △55,369   |
| 当 期 純 利 益                        | —       | 88,731         | —                    | —                      | 88,731    |
| 圧縮積立金の積立                         | —       | —              | —                    | —                      | —         |
| 圧縮積立金の取崩                         | —       | —              | —                    | —                      | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>（純 額） | —       | —              | 16,785               | 16,785                 | 16,785    |
| 事業年度中の変動額合計                      | —       | 33,361         | 16,785               | 16,785                 | 50,147    |
| 平成27年5月31日 残高                    | △1,432  | 2,802,617      | 41,324               | 41,324                 | 2,843,942 |

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券  
時価のあるもの 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。  
建物 10年～50年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ ソフトウェア（自社利用） 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

##### ④ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

当事業年度は、計上しておりません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益計上基準

授業料収入は在籍期間に対応して、また入学金収入は入室時、教材収入は教材提供時にそれぞれ売上高に計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ又は金利キャップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ・金利キャップ

ヘッジ対象…借入金

・ヘッジ方針

将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を導入しており、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の固定元本等とヘッジ対象の固定元本等が一致しており、金利スワップ又は金利キャップの特例処理の要件に該当すると判定されるため、当該判定をもって有効性の判定に代えております。

- (7) のれんの償却方法及び償却期間 10年間の定額法により償却を行っております。
- (8) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- |              |                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------|
| ①消費税等の会計処理   | 税抜方式によっております。                                          |
| ②退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。 |
- (9) 会計方針の変更に関する注記  
(退職給付に関する会計基準等の適用)
- 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更するとともに、割引率の決定方法を変更しております。
- 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
- この結果、当事業年度の期首の繰延税金資産が155,216千円、退職給付引当金が437,229千円それぞれ減少し、繰越利益剰余金が282,012千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。
- (10) 表示方法の変更に関する注記  
(損益計算書)
- 前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記いたしました。
- なお、前事業年度の「業務受託手数料」は4,505千円であります。
- (11) 追加情報  
(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)
- 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。
- この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は71,389千円減少し、法人税等調整額が73,254千円、その他有価証券評価差額金が1,864千円それぞれ増加しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 521,455千円   |
| 土地 | 1,002,513千円 |
| 計  | 1,523,969千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 341,650千円   |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 268,476千円   |
| 長期借入金         | 576,170千円   |
| 計             | 1,186,296千円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,625,410千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。（区分表示したものを除く）

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 11,744千円 |
| ② 短期金銭債務 | 16,277千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| ① 売上高        | 7,296千円  |
| ② 仕入高        | 17,303千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 8,005千円  |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 29,738千円 |

### (2) 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

|              |         |
|--------------|---------|
| 工具、器具及び備品除却損 | 852千円   |
| ソフトウェア除却損    | 230千円   |
| 建物除却損        | 89千円    |
| 計            | 1,171千円 |

(3) 当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 用途 | 種類  | 場所                              |
|----|-----|---------------------------------|
| 教室 | 建物等 | (小中部)<br>愛知県、滋賀県、京都府、大阪府 計6件    |
| 教室 | 建物等 | (高校部)<br>滋賀県、京都府 計2件            |
| 教室 | 建物等 | (個別指導部)<br>神奈川県、愛知県、京都府、大阪府 計6件 |

当社では管理会計上の最小資産区分である校単位でグルーピングを行っております。減損損失を計上した教室については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであること、また、移転による既存教室の除却を予定していることから、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額10,461千円を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、

|           |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 8,181千円 |
| 車両運搬具     | 2,135千円 |
| 電話加入権     | 144千円   |
| 工具、器具及び備品 | 0千円     |

であります。

なお、電話加入権を除く各資産の回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値によって測定しており、正味売却価額は不動産鑑定による評価額を基準とし、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。また電話加入権については、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 6,685株      | 一株         | 一株         | 6,685株     |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### ① 繰延税金資産

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 賞与引当金繰入限度超過額   | 8,254千円          |
| 未払賞与否認         | 48,087千円         |
| 未払事業税否認        | 10,219千円         |
| 一括償却資産損金不算入    | 664千円            |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 377,929千円        |
| 役員退職慰労引当金否認    | 91,245千円         |
| 減価償却費超過額       | 195,721千円        |
| その他            | <u>120,991千円</u> |
| 繰延税金資産小計       | 853,114千円        |
| 評価性引当額         | <u>△90,312千円</u> |
| 繰延税金資産合計       | <u>762,802千円</u> |

### ② 繰延税金負債

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| その他有価証券評価差額金    | 18,195千円         |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 347千円            |
| 圧縮積立金           | <u>16,846千円</u>  |
| 繰延税金負債合計        | <u>35,388千円</u>  |
| 繰延税金資産の純額       | <u>727,414千円</u> |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との<br>関係   | 取引の内容                            | 取引金額<br>(注8)             | 科目                   | 期末残高<br>(注8)  |
|-----|----------------------|--------------------|-----------------|----------------------------------|--------------------------|----------------------|---------------|
| 子会社 | 株式会社オー・エル・ジェイ        | 所有<br>直接100%       | 資金の援助<br>役員の兼任  | 貸付金の返済<br>利息の受取<br>(注1)          | 11,929<br>1,657          | 長期貸付金<br>(注2)<br>前受金 | 83,451<br>138 |
| 子会社 | 株式会社京進ラン<br>ゲージアカデミー | 所有<br>直接100%       | 資金の援助<br>役員の兼任  | 貸付金の返済<br>利息の受取<br>(注3)          | 6,747<br>2,348           | 長期貸付金<br>(注4)        | 123,253       |
| 子会社 | ビーフェア株式会<br>社        | 所有<br>直接100%       | 資金の援助<br>役員の兼任  | 資金の貸付<br>貸付金の返済<br>利息の受取<br>(注5) | 160,000<br>64,165<br>588 | 長期貸付金<br>(注6)<br>前受金 | 95,835<br>118 |
| 子会社 | 株式会社五葉出版             | 所有<br>直接100%       | 配当金の受取<br>役員の兼任 | 配当金の受取<br>(注7)                   | 9,481                    | —                    | —             |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 株式会社オー・エル・ジェイに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 株式会社オー・エル・ジェイに対する長期貸付金のうち、15,288千円は1年以内回収予定の長期貸付金であります。
- (注3) 株式会社京進ランゲージアカデミーに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) 株式会社京進ランゲージアカデミーに対する長期貸付金のうち、12,996千円は1年以内回収予定の長期貸付金であります。
- (注5) ビーフェア株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注6) ビーフェア株式会社に対する長期貸付金のうち、9,996千円は1年以内回収予定の長期貸付金であります。
- (注7) 配当金の金額については、当社が示した配当方針に基づき受領しております。
- (注8) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 339円00銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 10円58銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 株式会社 京 進<br>取締役会 御中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 平成27年 7 月15日        |
| 京 都 監 査 法 人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 公 認 会 計 士 柴 田 篤 ㊞   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 公 認 会 計 士 高 井 晶 治 ㊞ |
| <p>当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京進の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。</p> <p>連結計算書類に対する経営者の責任<br/>経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任<br/>当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。</p> <p>監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>監査意見<br/>当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京進及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>強調事項<br/>会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）を適用している。</p> <p>当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。</p> <p>利害関係<br/>会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p> |                     |
| 以 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 7月15日

株式会社 京 進  
取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 柴 田 篤 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 井 晶 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京進の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）を適用している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、関連部門から必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行、また財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 7 月16日

株 式 会 社 京 進 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 福 盛 貞 蔵 ㊟

社 外 監 査 役 尾 川 宣 之 ㊟

社 外 監 査 役 市 原 洋 晴 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第35期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、5円80銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、48,658,027円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年8月21日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第31条（取締役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第31条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 学習塾の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集及び経営指導</p> <p>2. ～4. (条文省略)</p> <p>5. 語学教室の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる語学教室の加盟店の募集及び経営指導</p> <p>6. 保育園の経営並びにフランチャイズチェーンシステムによる保育園の加盟店の募集および経営指導</p> <p>7. ～18. (条文省略)</p> <p>第 3 条～第11条 (条文省略)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8 名以内とする。</p> | <p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 学習塾の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる学習塾の加盟店の募集および経営指導</p> <p>2. ～4. (現行どおり)</p> <p>5. 語学教室の経営ならびにフランチャイズチェーンシステムによる語学教室の加盟店の募集および経営指導</p> <p>6. 保育園の経営、小規模保育事業、一時預かり事業ならびにフランチャイズチェーンシステムによる保育園の加盟店の募集および経営指導</p> <p>7. ～18. (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8 名以内とする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)<br/>③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> | <p>② 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)<br/>第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)<br/>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)<br/>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br/>(削 除)</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第27条 当社は、監査役および監査役会を設置する。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> | <p>② 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって、<br/>常勤の監査役を選定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の<br/>定めがある場合を除き、監査役の<br/>過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令ま<br/>たは定款に定めるもののほか、監<br/>査役会において定める監査役会規<br/>則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第34条～第36条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役会<br/>が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第38条～第41条</u> (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監<br/>査等委員に対し、会日の3日前ま<br/>でに発する。ただし、緊急の場合<br/>には、この期間を短縮することが<br/>できる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加<br/>わることができる監査等委員の過<br/>半数が出席し、その過半数をもっ<br/>て行う。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会における議事の経過<br/>の要領およびその結果ならびにそ<br/>の他法令に定める事項は、議事録<br/>に記載または記録し、出席した監<br/>査等委員がこれに記名押印または<br/>電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会に関する事項は、法<br/>令または定款に定めるもののほ<br/>か、監査等委員会において定める<br/>監査等委員会規則による。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第37条～第39条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締<br/>役が監査等委員会の同意を得て定<br/>める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第41条～第44条</u> (現行どおり)</p> |

**第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                    | 所有する株式数  |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1     | たちきさだあき<br>立木貞昭<br>(昭和19年4月2日生)    | 昭和50年6月 当社創立 当社理事長<br>昭和56年4月 当社設立<br>当社代表取締役理事長<br>平成9年1月 当社代表取締役社長<br>平成21年5月 当社代表取締役会長（現任）<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>ビーブエ株式会社 代表取締役                                                                                                | 251,000株 |
| 2     | しらかわかんじ<br>白川寛治<br>(昭和22年1月1日生)    | 昭和53年1月 当社入社<br>昭和56年4月 当社常務取締役東山本校校長<br>平成7年3月 当社専務取締役運営本部長<br>平成21年5月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                            | 250,500株 |
| 3     | つちさかよし たか<br>土坂義高<br>(昭和22年6月13日生) | 昭和61年3月 当社入社<br>平成7年3月 当社取締役高校部長<br>平成18年10月 当社取締役人事部長<br>平成21年3月 当社常務取締役総務本部長<br>平成23年3月 当社専務取締役総務本部長<br>平成24年12月 当社専務取締役第1運営本部長（現任）<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>広州京進語言技能信息諮詢有限公司 董事長<br>Kyoshin GmbH 取締役社長<br>Kyoshin USA, Inc. 取締役社長 | 93,300株  |
| 4     | たかはしよしかず<br>高橋良和<br>(昭和38年8月21日生)  | 昭和63年11月 当社入社<br>平成8年3月 当社第1運営部長<br>平成11年5月 当社取締役個別指導部長<br>平成18年3月 当社取締役経営企画部長<br>平成21年3月 当社取締役企画本部長（現任）<br>平成21年3月 当社経営企画部長<br>平成27年3月 当社開発部長（現任）                                                                               | 16,600株  |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | たむいみどり<br>樽井みどり<br>(昭和40年4月6日生)   | 昭和63年2月 当社入社<br>平成9年3月 当社業務改革室長<br>平成12年3月 当社企画部長<br>平成17年5月 当社取締役経営企画部長<br>平成21年3月 当社取締役第1運営本部長<br>平成24年3月 当社取締役総務本部長(現任)<br>平成24年3月 当社総務部長(現任)<br>平成26年4月 当社情報システム部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社五葉出版 代表取締役社長                                                    | 18,300株        |
| 6     | ふくざわかずひこ<br>福澤一彦<br>(昭和27年1月19日生) | 平成15年2月 当社入社<br>平成15年2月 当社新規事業企画室長<br>平成17年5月 当社取締役新規事業企画室長<br>平成19年3月 当社京進これから研究所所長(現任)<br>平成21年3月 当社取締役新規事業本部長<br>平成22年3月 当社取締役第2運営本部長(現任)<br>平成26年12月 当社幼児教育事業部部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社わ・エル・ジエイ 代表取締役社長<br>株式会社アルファビート 代表取締役<br>株式会社京進ランゲージアカデミー 代表取締役社長 | 3,100株         |
| 7     | たちきやすゆき<br>立木康之<br>(昭和52年1月21日生)  | 平成15年4月 当社入社<br>平成21年3月 当社英会話事業部部長<br>兼 幼児教育事業部部長<br>平成23年3月 当社英会話事業部部長(現任)<br>平成26年8月 当社取締役(現任)<br>平成27年3月 当社第3運営本部長(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>株式会社HOPPA 代表取締役                                                                                                      | 254,400株       |

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | なかじま さとし<br>中島 賢<br>(昭和28年12月8日生)      | 昭和51年4月 大阪ガス株式会社入社<br>平成19年6月 同社執行役員 秘書部長<br>平成20年6月 同社常務執行役員<br>平成21年6月 社団法人日本ガス協会出向<br>大阪ガス株式会社常務執行役員<br>京都・滋賀統括地区支配人<br>兼 京都地区支配人<br>平成23年4月 同社顧問 兼<br>株式会社オービス総研取締役会長<br>(現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>大阪ガス株式会社 顧問<br>株式会社オービス総研 取締役会長<br>大阪商工会議所 2号議員<br>株式会社マングラム 取締役 | 1,200株         |
| 2     | いち はら ひろ はる<br>市原 洋 晴<br>(昭和28年1月26日生) | 昭和56年2月 税理士登録<br>昭和57年10月 市原会計エスエムエス株式会社<br>代表取締役 (現任)<br>平成19年7月 株式会社京都M&Aﾌﾟﾗﾝﾈﾝｸﾞを<br>設立<br>同社代表取締役 (現任)<br>平成22年4月 当社監査役 (現任)<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>市原会計エスエムエス株式会社 代表取締役<br>株式会社京都M&Aﾌﾟﾗﾝﾈﾝｸﾞ 代表取締役                                                                   | 一株             |
| 3     | たけのうち ゆ き<br>竹内 由起<br>(昭和45年4月11日生)    | 平成9年4月 弁護士登録<br>彦惣法律事務所入所<br><br>〔重要な兼職の状況〕<br>京都府公害審査会 委員<br>京都弁護士会交通事故委員会 委員                                                                                                                                                                                          | 一株             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島賢氏、市原洋晴氏、竹内由紀氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 中島賢氏、市原洋晴氏、竹内由紀氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、当社は3氏を独立役員として指定し、届け出る予定です。
4. 中島賢氏は、大阪ガス株式会社での企業経営における豊富な経験や見識を活かし経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 市原洋晴氏は、税理士及び経営者としての経験と知識を当社の監査等に反映していただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。
6. 竹内由紀氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的知識ならびに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
7. 竹内由紀氏につきましては、職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は佐藤由起であります。
8. 中島賢氏、市原洋晴氏、竹内由紀氏の選任が承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は各氏との間で、会社法第423号第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )          | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                      | 所 有 す る 社<br>当 の 株 式 数 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ふくもりていぞう<br>福盛貞蔵<br>(昭和24年12月8日生) | 昭和62年3月 京都進学教室（現当社）取締役開発部長<br>平成6年5月 当社常務取締役人事部長<br>平成10年3月 当社常務取締役管理本部長<br>平成15年3月 当社常務取締役小中統括部長<br>平成16年5月 当社常勤監査役（現任） | 75,000株                |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

**第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬限度額は、平成11年5月27日開催の第18期定時株主総会において年額2億5千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて年額2億5千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は7名であり、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は7名となります。

**第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額2千5百万円以内と定めることとさせていただきますと存じます。なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

**第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

監査役福盛貞蔵氏、尾川宣之氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、尾川宣之氏については監査等委員である取締役の協議に、福盛貞蔵氏の取締役在任期間分については取締役会の決議に、監査役在任期間分については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

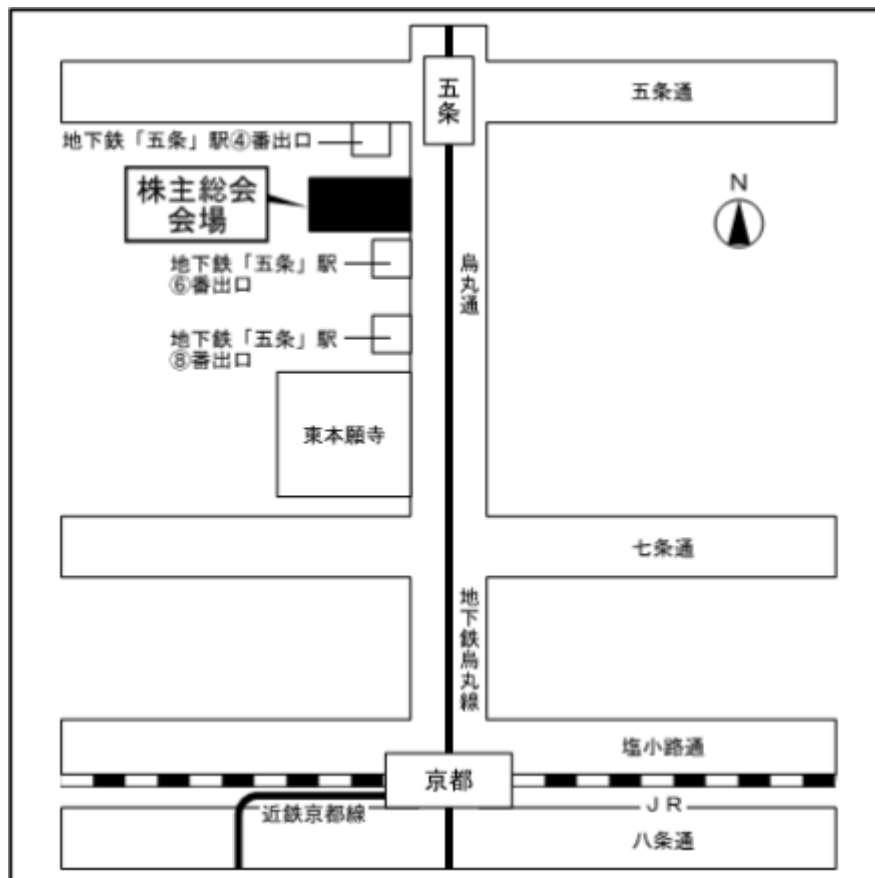
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| ふ<br>氏  | り<br>が<br>な<br>名              | 略<br>歴                                                          |
|---------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ふく<br>福 | もり<br>盛<br>てい<br>貞<br>ぞう<br>蔵 | 昭和62年3月 京都進学教室（現当社）取締役<br>平成6年5月 当社常務取締役<br>平成16年5月 当社常勤監査役（現任） |
| お<br>尾  | がわ<br>川<br>のり<br>宣<br>ゆき<br>之 | 平成10年5月 当社社外監査役（現任）                                             |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382番地 1  
当社本社 4階会議室  
T E L (075) 365-1500 (代表)



■ 地下鉄烏丸線「五条」駅下車⑥番出口すぐ

\*なお、駐車場の準備はいたしていませんので、お車でのご来場  
はご遠慮願います。